

徳島県訓令第十三号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令（昭和六十年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

本則中「職務の等級に」を「五級の職務に」に改め、本則の表を次のように改める。  
一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び第一号任期付研究員（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第八十七号）第五条第一項に規定する第一号任期付研究員をいう。以下同じ。）以外の職員

研究職給料表	三級の五号俸から十二号俸まで
医療職給料表(一)	二級の九号俸から十二号俸まで
医療職給料表(二)	五級
医療職給料表(三)	五級
特定獣医師職給料表	四級

二 定年前再任用短時間勤務職員

研究職給料表	三級
医療職給料表(一)	三級
医療職給料表(二)	五級
医療職給料表(三)	五級

特定獣医師職給料表

四級

三 第一号任期付研究員

第一号任期付研究員に適用される給料表

二号俸

**附 則**

この訓令は、令和五年十二月二十七日から施行する。